

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

令和4年第6回沖縄県議会（9月定例会）

令和4年10月14日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和4年10月14日 金曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後2時23分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(6月以降の米軍関係の事件・事故について)
- 2 陳情令和2年第111号、同第172号、同第210号、令和3年第66号、同第69号、
同第70号、同第73号、同第91号、同第97号、同第110号、同第126号、同第146号、
同第194号の2、同第198号、同第199号、同第221号、陳情第1号から第3号
まで、第9号、第10号、第31号、第36号の2、第40号、第66号、第101号、
第105号、第119号及び第136号
- 3 嘉手納飛行場パパーループ地区への防錆整備格納庫移設に関する意見書及び
同決議の提出について(追加議題)
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 照 屋 大 河 君
副 委 員 長 呉 屋 宏 君
委 員 小 渡 良 太 郎 君
委 員 島 尻 忠 明 君

委員	仲里全孝君
委員	仲村家治君
委員	又吉清義君
委員	山里将雄君
委員	瀬長美佐雄君
委員	比嘉瑞己君
委員	仲村未央さん
委員	新垣光荣君
委員	金城勉君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	嘉数登君
参事兼基地対策課長	古堅圭一君
環境部環境企画統括監	多良間一弘君
環境部環境保全課長	渡口輝君
環境部環境保全課基地環境対策監	横田恵次郎君
警察本部刑事部長	幸喜一史君
警察本部交通部長	下地忠文君

○照屋大河委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

なお、委員長及び副委員長互選に伴う委員席の変更につきましては、ただいま御着席のとおりといたしますので、御了承をお願いいたします。

陳情令和2年第111号外28件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、土木建築部長、警察本部刑事部長及び同交通部長の出席を求めています。

まず初めに、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る6月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

幸喜一史刑事部長。

○**幸喜一史刑事部長** 米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況について御説明いたします。

令和4年6月から8月末までの米軍構成員等の刑法犯検挙は、26件16人となっており、内訳は、粗暴犯の暴行等が2件2人、窃盗が3件4人、知能犯の詐欺が15件3人、その他の器物損壊等が6件7人となっております。

刑法犯の検挙は、前年同期と比較しますと、17件8人の増加となっております。

薬物事犯の検挙は、大麻事犯の2件3人となっており、前年同期と比較しますと、3件3人の減少となっております。

これらの事件につきましては、全て那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、米軍構成員等による刑法犯及び薬物事犯の検挙状況についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**照屋大河委員長** 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

下地忠文交通部長。

○**下地忠文交通部長** 本年6月から8月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は、22件発生し、前年同期と比べ15件の減少となっております。

交通死亡事故の発生はありません。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**照屋大河委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより、6月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 刑事部長に何点か質問をさせてください。

7月7日に発生した金武町字伊芸で銃弾らしきものが民家で発見されております。昨日も国会で集中審議されている模様でありますけれども、その後の調査の進捗状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○幸喜一史刑事部長 県警ではこの事案の覚知後、現場の調査、検分などを経て、あと銃弾様の物についての鑑定を終えたところです。その銃弾様の物については、主に重機関銃等で使用される弾の弾芯ということが判明しており、それまでの捜査経過など細々したものを米側捜査機関と協議を今重ねているところです。まだ捜査は継続中であります。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。これ弾芯の鑑定状況はどうなっていますか。

○幸喜一史刑事部長 弾芯というのは、まず弾がありましたら、弾頭と火薬が詰められた薬きょうに分かれますが、弾頭の中に入っている核となるのを弾芯と呼びます。弾頭の外側を覆われているのをジャケットと言うんですが、このジャケットが完全になくて、弾芯そのものであることが判明しております。

○仲里全孝委員 その弾芯なんですけれども、それ今県警のほうでは鑑定していると。その弾芯の種類など、形状など。それはどうなっておりますか。

○幸喜一史刑事部長 長さが約5センチ、幅というかこの円形の直径が約1センチのものになります。

いわゆるジャケットは完全に剥がれた状態のものになります。

○仲里全孝委員 この鑑定はどこまで進んでいますか。その弾芯は日本製ですか、アメリカ製ですか、いろんな形で皆さん鑑定されていると思うんですけれども、どのように進んでいますか。

○**幸喜一史刑事部長** 弾そのものの鑑定がどの製品という、そういう鑑定とかよりも、今県警が大きく進めているのが、例えば住宅を想像していただきたいんですが、割れた窓があったらその外側には塀があって、ひししがあって、その外側には隣接する建物や木、山などがありますが、この割れた部分についてのものが、直近で押して割ったのか、投げて割ったのか、飛んできたもので割られたのか、やはりすき間などをいろいろ数値的に計算してどのようなことが考えられるというような組み立てをします。その状況を科学的にというか物理的にというか、米側の捜査機関と協議していろいろ今やり取りを進めているというところで御理解いただければと思います。

○**仲里全孝委員** 今そのシミュレーションというんですか、それはいつまでかかりますか。

○**幸喜一史刑事部長** 具体的にいつまでというような仕切りはちょっと説明できないのですが、県警は重ねて得た情報を米側と細かくやり取りして継続してやっているというところです。

○**仲里全孝委員** 部長、この地域はこれまで同じような事件が集落内で4件、今回で4回目なんですよ。本当に住民がおびえている。実弾が直接民家に飛んできているんですよ。一日も早い捜査をお願いしたい。その件に御意見聞かせてください。

○**幸喜一史刑事部長** やはり、本当に今回たまたま窓の損壊で終わっていますが、やはり本当に人身の被害があるともう想像も大変な出来事であり、やはり早めに県警はしっかりした情報を持って、関係先と協議を重ねてめどづけをして進めていきたいと。今は現場の捜査を一生懸命やっているところです。御理解ください。

○**仲里全孝委員** 一日も早い捜査の公表を、県警として住民を安心・安全で暮らせるような取組をお願いしたいと思います。

○**照屋大河委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** この事件・事故に関する地域の安全パトロールも含めて、今国が取り組んでいる青パトがあるんですけれども、その青パトとの連携はどのようなになっているかお聞かせください。

○**幸喜一史刑事部長** 地域の安全パトロールに関する所管というか、そこは生活安全部門が見ることになっておりまして、あと今委員がおっしゃられる青パトは、国の予算で動いているものです。現場でやはりそういう事件・事故を覚知した場合には県警に情報提供をして対応していくということになっていて、現場ではそういう形でしっかり連携されていると思いますが、すみません、具体的にこういう成果があるとか、数字的なものは今回刑事部として準備できていませんので御理解ください。

○**新垣光栄委員** 今数字としては持っていないと思うんですけれども、幸喜部長の中で、こういう青パトとの連携でそういう事件・事故の情報で検挙されたということがあったのかどうかです。

○**幸喜一史刑事部長** 手元に情報を把握しておりません。ただ、やはり警察署長時代とても感じたのは、やはり夜間、結構路地路地を青パトで回っているのを現実に確認していますので、そういうところでやはりいろんな抑止の効果は出ているだろうなということは予想ができます。

○**新垣光栄委員** 私はこの青パトをタクシーに委託しようという、業界のほうにという動きもあるのであれば、今秋の交通安全で自治体のほうに委託したほうがまだいいのではないかなと。那覇から出て行って、また那覇に戻ってくるとなると効果も薄いものですから、それでちゃんと地域の警察署なり県警なりと連携できているのかなと思って質問させていただいたんですけれども、しっかりその辺のデータをいただければと思っていますので、よろしく願います。

それから、そういう忙しい業務の中で、与那原署だったかな、おととい一生懸命夜勤明けに敷地内を草刈りとか掃除していたものですから、そういう頑張っている部分の方々の軽減にもつながればいいなと思って、また署長からもよろしく言っていてください。

以上です。

○**照屋大河委員長** ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 1点よろしいですか。令和4年と令和3年の比較検討で、この知能犯というのがありますよね。これが一挙に15件増えているんですが、知能犯というのはどういったものなのかという点と、知能犯のこの犯というのは、例えば米軍対県民なのか、米軍同士なのか、どのような関係でどのようなものを指摘しているのか。それをちょっと、もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○幸喜一史刑事部長 今回増えた知能犯については、いずれも米ドル、100ドル札のおもちゃを使って詐欺をした事案です。例を挙げますと、タクシーに乗車してそのおもちゃの100ドル札を支払って、多分100ドルなので1万円札くらいの計算になるんでしょうか、運賃も払っていませんし、逆にお釣りの現金をだまし取ったという事案ですね。これは被疑者一繰り返し犯行を重ねているので、件数も余罪として立件して、今年数値が増えたということになります。

○又吉清義委員 じゃあ主にタクシー運賃のものに関する、要するに今みたいな、極端に言えば偽札になりますか、そういったことになるかと思えますけど、例えばこれは主にどの基地から発生しているとか、多分偽札を持つということはそう簡単に一般の方々が持つことはあり得ないかと思えますけど、やはり出先はある程度決まっているかなとも思いますが、それも主にどの地区が多いのか、その辺もお分かりでしょうか。

○幸喜一史刑事部長 この事件自体はいずれも去年の10月頃の発生となりました。被害者のほとんどがタクシーになります。偽札と言いますが、実際はこれパーティーなどで使うおもちゃのお金で、いわゆる小道具というんですか、そういうもので、裏をちゃんと確認すれば分かるのですが、やはり夜間で見づらいのもあったのでしょうか、だまされて被害に遭ったと。中には見破って、これおもちゃだろうということで未遂に終わったケースもあります。

○又吉清義委員 ですから、例えば主に、県内全体的にこれは行っているのか、例えばどの地区で発生しているとかそういったものもあるのかなと、その点です。防止をする意味で。

○幸喜一史刑事部長 被疑者は3人で短期に集中しておりまして、被害の場所

は那覇、浦添に集中しております。県内全域で発生したわけではなく、タクシー会社からの相談を受けて一気に捜査を進めて検挙しております、その後の被害の発生は確認されておられません。

○又吉清義委員 はい、ありがとうございます。

○照屋大河委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 質疑なしと認めます。

以上で、6月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

○照屋大河委員長 再開いたします

次に、知事公室等関係の陳情令和2年第111号外28件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

嘉数登知事公室長。

○嘉数登知事公室長 それでは、米軍基地関係特別委員会に付託された陳情につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しましたのは、陳情の目次でございます。御覧ください。

米軍基地関係特別委員会に付託された陳情は継続が27件、新規が2件、合わせて29件となっております。

初めに、継続審査となっております陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

修正した箇所につきましては下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

ただいま表示しましたのは46ページ目、陳情第105号については環境部所管となりますので、環境部から説明いたします。

○多良間一弘環境企画統括監 陳情第105号普天間基地内からP F A S汚染水による土壌への影響調査に関する陳情につきまして、変更後の処理方針を御説明いたします。

記の1の3段落目以降につきまして、「また、宜野湾市によると平成16年頃に基地からの排水を市下水道に接続しており、その後は学校敷地内に流れ込んでいないことや平成23年度に同小学校グラウンドの土壌入替え工事を行った際に埋設物等の問題は確認されていないとのことから、当該グラウンドについては、ガイドラインに基づく調査対象には当たらないと考えております。

一方、管理者である宜野湾市においては、市民団体が実施した土壌調査の結果を受け、今後の対応について調整中とのこととあります。

県としては、宜野湾市と引き続き意見交換などを行いながら対応を検討していきたいと考えております。」に変更しております。

環境部の説明は以上です。

○嘉数登知事公室長 次に、新規陳情2件につきまして、御説明いたします。

ただいま表示しましたのは、48ページ、陳情第119号パパーループ地区内への防錆整備格納庫移設計画の即時撤回を求める陳情になります。

処理概要項目について、県は、令和4年9月6日から14日にかけて、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在沖米国総領事館及び在沖米空軍に対し、嘉手納飛行場内の通称パパーループへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること等を強く要請したところです。

また、知事は、令和4年9月28日に浜田防衛大臣と、10月3日に松野官房長官と、同月4日には林外務大臣と面談した際にも同計画の撤回を要請しました。

各大臣からは引き続き米側としっかりと協議する、現地司令官をはじめ、米国防総省にも計画の撤回を強く働きかけたい旨の回答がありました。

県としては、同格納庫の建設により地元の負担がこれ以上増加することがあってはならないと考えており、引き続き嘉手納町と連携しながら、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

ただいま表示しましたのは、49ページ、陳情第136号パパーループ地区への防錆整備格納庫移設を前提とした文化財調査の即時中止及び移設計画の撤回を求める陳情になります。

処理概要項目について、陳情第119号と同じとしております。

以上、主な修正箇所及び新規陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○照屋大河委員長 知事公室長等の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページを表示し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 新規の陳情のパパループの防錆整備の嘉手納町からの陳情について伺いたいと思います。

報道でも問題にされていますが、当初の米軍の計画ではこの拡張工事はどういった計画だったのか、なぜ今パパループの使用に至っているのか、経緯を教えてください。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 防錆整備格納庫移設計画につきましては、嘉手納飛行場内にある防錆整備格納庫の老朽化に伴い、米軍がパパループの住宅地側の区画に移設し規模を拡大して整備するものであります。

同格納庫は米国予算による整備が予定されており、去る7月14日に2023会計年度の国防権限法案が米下院で可決をされ、建設費として約7700万ドル、日本円にして約111億円が計上されているというところでございます。

○比嘉瑞己委員 もともと使っていた駐機場から拡張工事をする場所があって、その拡張工事、一部はもう完成していると聞いているんですけど、その進捗状況はどういった状況なんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今委員御指摘の点、一部完成してはいるのではないかという御指摘ですけれども、当方ではそういう情報は持ち合わせておりません。確認はできておりません。

○比嘉瑞己委員 やはりそこの防衛局にそういった状況もちゃんと説明を求め
るべきだと思うんですね。その拡張工事も完成している部分もあるのに、それ
にプラスパループも使うという中身だと思っているんです。これは明らかな
基地の負担増だと思うんですけれども、やはりそういったまず実態をちゃんと
防衛局に明らかにさせることが大切だと思うんですが、いかがですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今委員が御指摘のある点についても、引き続
き防衛局、米軍、関係する機関に対して必要な情報提供を求めていきたいと考
えております。

○比嘉瑞己委員 この今パループで住民に被害をもたらしている機種は何で
すか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 沖縄防衛局の説明によりますと、この工事
については散在する第353特殊作戦航空団の関連施設を集約するとともに、老朽
化した格納庫の更新、それからシミュレーター施設等の整備を行うもので、工
事の完了により騒音軽減が図られるとしております。

本工事に伴い、住宅地域に近い通称パループがMC130特殊作戦機の駐機
場として一時使用されているところであります。

○比嘉瑞己委員 このMC130がいろんな被害を出しているわけですがけれど
も、なぜこのMC130がこのパループじゃないとだめなのか。この拡張工事、完
成している部分になぜそこではできないのか。そういった点からの回答はあり
ますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 先ほども答弁させていただきましたけれど
も、米側によりますと散在する353特殊作戦航空団の関連施設の集約とともに、
老朽化した格納庫の更新、シミュレーター施設等の整備を行うもので、工事の
完了により騒音の軽減が図られるということが米側の主張としてございます。

○比嘉瑞己委員 いや、工事の目的はそれなんだけれども、なぜ今パループ
でMC130が訓練をしているのか、駐機しているのかという点については、防
衛局からは説明はないんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今御指摘のある点については、防衛局のほう

からの情報提供は今のところございません。

○比嘉瑞己委員 私たち軍特委員会でも嘉手納町議会と意見交換をしてまいりました。これだけ嘉手納町長そして議会も毎回のよう的陈情を出しています。それについて、防衛局もきちんとした説明もできない。こういった状態が異常だと思うんですね。今もう政党の壁を越えて私たちも意見書のことを考えておりますけれども、やはりアメリカもアメリカですけど、防衛局がもっとしっかりして沖縄の立場に立ってもらわないといけないと思うんですけれども、公室長、こうした説明をしっかりと求めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○嘉数登知事公室長 この件につきましては、私も実際に嘉手納町に行きまして町長のほうともいろいろと意見交換をさせてもらっております。町長から、やはり住民からの苦情の声、そういったものが今回に限らず、これもずっと続いてきているということと、特に5月25日に米軍から計画の説明を受けた際には、予算の話は一切出なかったと。これが7月に入って建設費が米下院で可決されたとの新聞報道を受け、早急に何らかの対策を取る必要があるということで、嘉手納町も町議会のほうもいろいろと各方面に要請をしているということを聞いております。

今比嘉委員がおっしゃったように、そもそもなぜそこで整備する必要があるかといったようなことについても、我々ももうちょっと突っ込んだ形で防衛局のほうに確認しながら、嘉手納町と一緒に考えていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 私は、その拡張工事自体も認める立場ではありません。やはり米軍機をなくしていくことが根本的な解決だと思うんですけれども、それでも嘉手納町は対案を示して、軽減のために案も出したけれども、それでも一顧だにされないという状況ですよね。やはりそうした意味で、私たち沖縄県民の声が届いていないということをしっかりと重要視して、今後とも強く求めていきたいと思っております。

終わります。

○照屋大河委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 すみません、そもそも自衛隊、米軍、民間、合わせてこの防

錆整備というのは多分飛行場内に必要な整備機関だと思うんですけども、実際どうなのでしょう。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今回の防錆整備格納庫の移設計画については、嘉手納飛行場内にある防錆整備格納庫の老朽化に伴い、米軍がパパループ住宅地側の区画に移設をして規模を拡大して整備するものと伺っています。

○仲村家治委員 米軍以外に自衛隊とか民間は、この整備施設は持っているんですか。特に那覇空港とか。

○嘉数登知事公室長 那覇空港内に民間航空機を対象としたMR〇整備工場があると承知しています。

○仲村家治委員 読んで字のごとくさびとかそういったものを新たに塗装し直すという意味なんでしょうけれども、じゃあこういう設備、整備場自体は必要不可欠で、あとは嘉手納の場合は場所の問題という理解でよろしいですか。

○嘉数登知事公室長 防錆施設が老朽化していてどうしても基地内にということでありますけれども、嘉手納町長がパパループ一帯に住宅地に近接する場所に建設することはこれはまかり通らないということでありまして、代替案を示したということについては我々も承知しております。

○仲村家治委員 実はこの件は我が自民党県連の中川会長外役員が、去る9月29日に浜田防衛大臣にいち早く要請をして、その中でも撤回を含め計画の見直しを求めました。要は嘉手納の町民の近くにこの施設を造るなということで、大臣も私たちのあれに対して町民の意向を最大限に配慮してもらいたいと中川県連会長からありまして、浜田大臣もこの要請に対して米側と協議したいということで、今協議中だと私は理解をしておりますけれども、知事もやられておりますけど、この辺の外務省とか防衛省とかと、知事は直接外務大臣にもなさっていますよね。この辺の進捗というのはどんな感じになっていますか。

○嘉数登知事公室長 陳情処理概要のほうにも記載させていただきましたけれども、9月28日に浜田防衛大臣、それから10月4日には林外務大臣と面談した際にもこの件を要望しておりまして、引き続き米側としっかりと協議するということと、それから現地司令官をはじめ米国防総省にも計画の撤回を強く働き

かけたいというような回答はいただいておりますけれども、その後の進捗についてはまだ確認は取れておりません。

○仲村家治委員 ぜひ、こういう交渉事は粘り強くやらないといけないので、知事も粘り強く防衛、外務のほうに進捗状況の報告というか情報共有をさせてくれとうるさいぐらい言って、また場合によっては議会終わったらぜひ東京に行って再度嘉手納町民の声を直訴して、この計画の場所を変更してくれという現実的な要請をすべきだと思うんですがどうでしょうか。

○嘉数登知事公室長 9月26日には嘉手納町議会のほうからも新たに陳情も来ておりますし、この問題というのは非常に大きなテーマだと思っておりますので、今仲村委員から御指摘いただいていることをしっかりと検討してまいりたいと考えています。

○仲村家治委員 以上です。

○照屋大河委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の重ねてパパループの状況ですけれども、今実際のパパループから発生する被害、住民地域に近いということで、騒音、悪臭など日頃から指摘をされていますけれども、その実態について県としてはどのように把握をしていますか。調査などはされているのでしょうか。

○渡口輝環境保全課長 パパループに近いロータリープラザに設置しております嘉手納B局—これは県と関係市町村が騒音を測定しているのですが、嘉手納B局についての令和3年度の測定結果では、航空機騒音に係る環境基準値を超過している状態にあり、夜22時から翌朝6時までの月平均騒音回数についても156.4回と嘉手納飛行場周辺でも最も多い地点となっております。また、1日当たりの騒音継続累積時間が最も長い地点となっております。

○仲村未央委員 明らかに他の地域ももちろんひどいですが、このパパループ地域が嘉手納周辺で最も被害の状況が深刻であると。騒音の回数、そのレベル、それから時間ですね。特に深夜、早朝にかけて—これは何度も嘉手納町から重ねての陳情でこれまでも出されていますけれども、今日あたりも新聞

報道では外来機の飛来も含めて、嘉手納の被害の深刻さというのはますます増える状況なんですけれども、こういったパパループそのものの使用をそもそもやらないでくれという中で、あえてここに持ってくるということに対する町民の怒り、議会の非常な訴えというのは深刻なんですよね。本当に。この状況を米軍は知らないんですか。この被害の実態については、県としては直接先ほどのデータに基づく、そのデータをまず共有してもらって、その深刻さをどのように米軍が理解しているかという、このような場面というのは設定されていますか。

○**渡口輝環境保全課長** 毎年騒音結果をまとめて米軍あるいは国の関係機関に要請しております。本年につきましても、令和3年度の結果を取りまとめ、令和4年8月17日に在日米軍沖縄地域調整官に対してもこの状況を伝えております。そしてその要請事項の中にも嘉手納飛行場、通称パパループにおける航空機の使用を行わないことを要請いたしました。

○**仲村未央委員** それで米軍は何と言っているんですか。

○**多良間一弘環境企画統括監** 8月17日の要請時におきましては、マイケル・ワイズ大佐のほうに要請しておりますけれども、米軍としましては習熟度を維持することやいかなる危機にも人道支援にも即応することが求められると。そういった中での訓練、運用というのは必要なものだということなんですけれども、世界情勢の複雑さが増す中でも必要なものだが、要請のあった事項の対応も必要なものであると認識しているというような発言があったところでございます。

○**嘉数登知事公室長** 知事公室も9月6日から14日にかけて関係要路に要請に参りました。特に在沖米空軍のほうにも強く抗議といいますか、計画の撤回というところを要請すると同時に、これは町長から伺ったお話ですけれども、町民の怒りというのは頂点に達しつつあるということと、町民大会まで開こうかというような検討がなされていると。これまで築いてきた米軍と嘉手納町との信頼関係にもひびが入ってしまうのではないかという懸念も示されておりましたので、その点空軍のほうにも伝えまして、そこはしっかりと説明すべきだと、調整すべきだということを申し上げました。先方のほうからは、丁寧に説明したい旨の発言があったと捉えております。

○仲村未央委員　そういう被害の実態を把握しながら、それでもなおそれを聞き入れるどころか、あえてそこに計画外のものを持ってくるということは、やはり許されることではないと思いますので、今のことも含めてやはり嘉手納町だけの対応にせず、県民全体としてこのような米軍の姿勢、嘉手納基地の対応の問題、ここは大きく抗議を強めて計画を撤回させなければならないと思いますので、後に意見書などを通じて議論していきたいと思います。

引き続きよろしいですか。P F A S の件でお尋ねをします。

新規というか陳情方針が変わったところを中心にお尋ねをしたいんですけども、前回の議会の中で、県としての調査、これをしっかり進めるべきだということを確認をしました。その調査を求める理由というか、必要性があるなど思えるのは、まず米軍そのものの規定、米軍が在外基地においてどのように対応すべきかということをも米軍自身はその規定を持っているんですよ。国防総省ではきちんとそれは対応すべきだという姿勢は、そもそも内規—自分たちのその取組の中で、合衆国外における環境汚染の浄化、これについて自ら規定をして、そして人の健康と安全に実質的な影響を与える可能性があることを認識している場合、これについては調査をすると。自らのその方針を持っているわけです。ただ、これまで問題になってきたのは、じゃあどれほどのものがその人の健康と安全に影響を与える可能性があるものと認識できるかというときの基準ですね。これが一般的に確立をされて公開をされて適用されている基準ということにあって、これまではP F A S の値については70ということでも米側はナノグラムとしてパーリットル持っていたわけです。これについて、日本は50ということでも基準を、暫定ではありますが取ってきたわけで、こうなるとそれを下回ってれば、人の健康、安全に直ちに影響を与えることにはならないというところに結局は戻ってしまうので、これは非常に深刻だなということがあったんですが今年に入って—この6月ですよ、米国の基準が非常に下がった。0.004とか、0.02ということ、従来の50ということではなくて非常に下がったということを受けて、これがまだ今指摘をされているんですけども、どうも米軍の動きの中では、今年あるいは来年にかけて、これはしっかりと拘束力のある基準にまで上げていこうというような、確立をしていこうという動きがあるものですから、これについては沖縄側が実態を具体的に把握しなければ、調査しなければこういった動きに後押しにならないなということもあったものですから、その調査の必要を強く、まずは米国内におけるその動きにも連動させるための自らの調査というのは必要じゃないかということをお願いしたんですよ。

そういう意味では、やはり調査が必要だと思うんですけども、その取組

についてどのように今検討中なのかお尋ねをします。

○多良間一弘環境企画統括監 県におきましては、まずは水質に関しまして平成28年度の調査結果を踏まえて、基地の蓋然性が高いのではないかとということで基地周辺を中心に、まずは水質等の調査をやっているところでございます。

ただ一方で、土壌調査というものも求められる状況がありました。土壌調査につきましては、まだ基準や公定法、調査法というのが確立されていないというような状況もあります。そういった中でどういったことができるかということ踏まえて、まずは既存のいろいろな調査法を使いまして、土壌についてもP F O Sがあるかどうか、検出されるかどうかという確認だけでもまずはやっというところで、現在土壌調査につきましても、まずは5地点をやっというところ考えているところです。そういった調査結果を踏まえながら、また今後どういった調査が必要かというのを検討していきたいと考えているところでございます。

○仲村未央委員 あともう一つは、米国のその基準に照らさせていくというか、その動きにしっかりとのせていくということが今必要だと思った最初のことですけれども、もう一つは日本の国内法、これについてもやはり国内法の基準がそもそもないということ自体の問題というのは非常に大きいのかなと思っていて、例えばその水質汚濁防止法というのがありますよね。それには今P F O SとかP F A Sの物質に対するその防止する手だてというのはいないんじゃないでしょうか。どうでしょうか。有害物質としてこのP F O SとかP F O Aというのがこの汚濁防止法にありますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 令和2年に暫定ですけれども50ナノということで、要監視項目というところに入っております。

○仲村未央委員 その今暫定という中ですけれども、このP F O SやP F O Aをしっかりと防止させたり、排出基準、それを出す、使用する施設に対する取締りとか、そのことについて具体的にこの水質汚濁防止法は求めているんですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 さきで開催されました検討会において、P F O Sにつきまして水質汚濁防止法に基づく指定物質というものに追加

されるということになりました。これは事故が発生した場合、報告が義務づけられたという形になっております。

○仲村未央委員 その中に有害物質を使用し発生させる施設として監視をされる対象の中には在日米軍施設も入っているんですか。その法の適用範囲として。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 対象外となっております。

○仲村未央委員 それは対象とする必要があると思うんですけども、そこはどのような見解ですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 日米地位協定に特別な規定がない限り、国内法が適用されないとされておりますので、適用していただきたいとは思いますが、そういう壁があるという状況ではございます。

○仲村未央委員 非常にぐるぐる回っているなというところがあって、例えば J E G S 一 日 米 の 関 連 の よ り 厳 し い 基 準 を も っ て 適 用 さ せ る と い う こ と で 、 在 日 米 軍 の 環 境 監 視 と い う の は 基 本 的 に こ の J E G S に の っ と っ て や り ま し ょ う と い う こ と で 言 わ れ て は い る ん で す け れ ど も 、 そ れ に 対 応 す る 日 本 側 の 法 令 が そ も そ も な い と 、 手 も 足 も 出 せ ない と い う か 、 こ ち ら 側 が 明 確 な 在 日 米 軍 に 対 す る 基 準 と か 環 境 基 準 と い う も の を こ の P F O S 、 P F A S に 関 し て 持 ち 得 な い と 、 よ り 厳 し い と 言 わ れ た と き に ず っ と そ の 米 側 の も の が 今 は た ま た ま 厳 し く な り つ つ あ る の で 向 こ う の も の が 適 用 さ れ る か ど う か を 今 待 っ て い る 状 況 で は あ り ま す け れ ど も 、 今 や は り 日 本 の 国 内 法 令 の 中 で 実 態 に 合 わ せ た こ の よ う な 今 汚 染 の 現 実 が あ る わ け で す か ら 、 そ こ を 捉 え ら れ る よ う な 仕 組 み が 確 立 さ れ て い か な い と 、 全 体 と し て の 規 制 の コ ン ト ロール が 利 か な い な と い う こ と だ と 思 う ん で す け ど 、 そ こ は 県 と し て は ど こ に ま だ ま だ そ の 不 足 が あ る 、 欠 陥 が あ る と 今 整 理 を し て い る ん で す か 。 国 内 法 と の 関 係 の 中 で 。

○多良間一弘環境企画統括監 水質汚濁防止法とかそういったものは事業上という形での話になっておりまして、多量に水を排出することによって公共用水域に影響を与えるというようなものが規制対象となっております。そういった意味で先ほどの地位協定の話もありますけれども、それとは別に法の目的とかそういったものも関係してくるだろうとは思っています。そういった中において、米軍からのこういった P F O S の 問 題 と か そ う い っ た も の に つ き ま し て は 、

我々としましては今現在やっておりますが周辺での水質調査、あるいは今後やるべき土壌調査とかそういったものを踏まえながら、まずは本当にどこまで米軍に原因があるのか、そういったものを踏まえながら対策を求めていきたいと考えているところです。

○仲村未央委員 聞きたいのは、国内法令のその仕組みとか法令基準とかそういうものは、国内的には十分だという理解なんですか。

○多良間一弘環境企画統括監 ちょっと先ほども答えましたけれども、水質汚濁防止法とかそういった法が目的とする内容によってそれはいろいろ状況が変わってくると認識しているところでございます。

○仲村未央委員 よく分からないんですね。現に起きているこの沖縄の基地を元とするPFOS、PFOAに対応するような仕組みの中で、国内法—これは例えば跡地利用法も我々非常にいつも活用する中では、足りない部分があって県は独自のガイドラインも持たざるを得ないわけですよ。先ほど言ったように、じゃあ水質汚濁の基法というか、それにたどればそれは米軍適用外だとなると、それは今これをつかまえるような仕組みとして国内では十分とは言えないんじゃないかと思うんですけれども、そこは何らか、国内法に対しての改正を求めるとか、そういうこと取組は県としては今どのように考えていますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 軍転協ですとか渉外知事会を通じて、環境関係法の適用を求めているところです。

○照屋大河委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から環境関係法に係る具体的な要請内容についての質問があった。)

○照屋大河委員長 再開いたします。

多良間一弘環境企画統括監。

○多良間一弘環境企画統括監 まずは国内法の適用という話につきましては、先ほど横田のほうからも回答がありましたとおりの地位協定上特別の定めがない限りは適用されないという話になると思います。一方で、先ほど話のありまし

たのは J E G S における基準の話だと思います。それにつきましては、米国もしくは国内法の中での厳しいほうを適用する話になっているという形になっていると思います。

現在国内におきましては、厚労省において水質の水道水の基準、暫定指針値ではありますけれども、そういった指針値があります。環境省のほうにおきましても同様の値で暫定指針値が設けられていると。ですからそういった J E G S 関係の基準としましては、底値の基準値が適用されていくという形になると理解しているところです。

○仲村未央委員 もう一度聞きますね。今言う米軍に最終的に適用されない問題というのは地位協定上の問題としては理解をされていて、それはもちろんさっき言ったように米国の基準と合わせてその仕組みを活用していくという中で、その J E G S とも突き合わせながらより厳しい基準を取っていくということを進めていかなければならない部分があると思うんですね。

もう一つは、米軍基地を直接発生源とするだろうと思っても、その周辺—今県がやろうとしている土壌調査とか、周辺で明らかになるものもあるわけですよ。実態として。どこが原因かということは別にしても、その土壌とか水質とかで、今から調査しますけれども検出をされたら。そのときにそれを抑える法律とか仕組みとか、それは十分なんですか。P F O S、P F O A に関しては、その50ナノグラムというのをただもっと厳しくすればいいのか、それ以外の法の取組というのはもう確保されているという理解なんですか。

○多良間一弘環境企画統括監 これはまずは汚染がどういう状況かとなっているときに、この汚染がどういうものに該当しているのかという話によって水質汚濁防止法とかそういった個別法の適用になるかどうかという話がまずは一つあると思います。その中で、基準の話としましてはまだいろいろこの環境省なり厚労省が定めている基準というのは暫定指針値という形になっていますので、今後 P F O S に対する科学的な知見がいろいろ積み重なっていくことによってこれはまた見直されていくものだろうと理解をしています。

○仲村未央委員 水質も土壌もそれぞれ法があると思うんですけれども、それについては見直しが必要—基準の厳格化とか、具体的にこれをこうしてくださいみたいな要請は県からはまだ何も上げていない。様子見守りですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 最初に平成28年からの基地周辺の調

査等々を踏まえて、国に対して水の基準及び土壌の基準を設けるようにということで要請しております。その結果といたしまして、令和2年には暫定指針値という、水については暫定指針値ということで要監視項目が設定されたという形になっております。ただし、まだ土壌につきましては基準が設定されていないという状況がございます。そのため、今年の7月15日に国及び在日米軍に対しそういったことを求めております。また8月17日には在沖米軍ですとか沖縄防衛局長に対して立入調査を認めることとかそういったことを求めております。

○仲村未央委員 ちょっとまた後で資料も提供いただければと思うんですけども、それぞれの基準が何法に基づくどのような基準の厳格化を求めているのか、必要な改正等があるのか、そういった資料を提供いただけたら助かります。

それから、あとアメリカ、ワシントン事務所もありますけれども、米国内でもその本国内での基地内、特に空軍基地辺りからはかなりPFASの汚染によっての住民被害というのが非常に大きな社会問題になっているんですよ。そういう意味では、そういった米国の市民の側ともつながりながら、アメリカ政府に対してこの働きかけを在外基地においても求めていくというつながりというのは非常に大事な動きになると、いろんな専門家も含めて指摘がありますけれどもね。そこはワシントン事務所などはどのように今対応していますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今委員が御指摘のあったワシントン事務所の活用についてでありますけれども、日頃から知事公室のほうではワシントン駐在を通じて米国内で厳格化が進んでいるPFOS、PFOAの扱いについて随時情報提供を受けているところでございます。国内一沖縄でも環境問題として大きく取り上げられておりますので、県のほうとしても米国本土内でどういう議論がなされてどういう動きになっているのか、随時情報を確認する必要があると考えております。

○仲村未央委員 今バイデン政権はすごくこのPFAS問題に関しては加速的に取組を強化しているという意味では特徴ある政権だと思うんですよ。だから今のチャンスを捉えないと、これが本当にまた置き去りにされかねないという危機感があります。ぜひそこは、具体的なつながり、その情報収集などはやっていただきたいと思っておりますし、ロビー活動も含めて非常にこれは重要なことになると思っておりますので、ワシントン事務所の動きについてもぜひ具体的にまた取組の報告を求めたいと思っております。

それから、宜野湾市の学校の調査、市民団体がやって、結局県は陳情処理方針の中で、これは市が大丈夫と言っているから大丈夫ですというような従来の処理方針だったんですね。そういうふうに調査もしないでなぜ安全宣言ができるのだということで指摘をしてきましたけれども、結果的には市民団体が調査したら、結局は基準値を超えた結果が報告をされる。それから血中濃度についても詳細な発表はまだですけれども、聞き伝わることによると、やはり非常に血中濃度においても高い数値が嘉手納、北谷浄水場から給水を受ける住民の中にあるようですね。こういうことのやはり実態、データ、これの取組というのは非常に重要だと思いますので、そこは今処理方針でも今後の対応について調整中とか、宜野湾市と引き続き意見交換などということがありますが、具体的に宜野湾市と県はどのような話し合いを今しているのでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 陳情処理方針の中にも書いてあるんですけれども、宜野湾市の中で今後の対応についてどうするのかというのを検討中だと聞いておりますので、現在は意見交換をしている段階という状況になっております。

○仲村未央委員 だからどういう意見交換をして今具体的にどういう調整をしているんですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 最初に市民団体からの公表があった際、市のほうでは児童に対する影響は小さいということを踏まえて公表されております。それを踏まえて、今後の対応について内部でどうするべきかというのを検討している段階ですので、こちらはまだ先方からの意見ですとか状況を教えていただいているという、意見交換の段階ですということしか申し上げられないという状況でございます。

○仲村未央委員 土壌を入れ替えたから大丈夫なんだろうとか、そういうような根拠がよく分からないような形で安全ということを表明されているようですので、それでは到底周辺の市民の皆さんは納得できるような状況じゃないし、ましてや学校施設ですから、子供たちが吸い込む大気も含めて影響を非常に懸念しますので、ぜひそこはもっと県としても直接調査の在り方、県としてどのような調査をしようとするのか、そしてそれが市との役割分担があればどうすみ分けてやるのかなど、具体的な報告があればと思ったんですけれども、まだそこまでいっていないのかなという感じでしたので、また引き続きこの件につ

いては確認をしていきたいと思えます。

以上です。

○**照屋大河委員長** ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今仲村委員と同じようにちょっと確認です。陳情第105号ですね。それについてなんですけど、例えば県のほうにお伺いしますけど、今例えば嘉手納以南1100ヘクタール、基地の整理縮小ということでSACO合意で、そしてまた一つ一つそれを取り組んでいる中で、県としてこのような環境問題について具体的にPFOS・PFOAであり、基地周辺であり、沖縄全体であり、どうこれを調査をしていくという話合いはあるのか、またそれで計画もあるのか、その点についてはどうなっていますか。

○**横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 平成28年から基地周辺ではPFOS・PFOAの水の調査を継続して行っております。あわせて令和元年から、基地周辺で米軍が使っていたであろうと思われる化学物質が検出されないかどうかということを地下水とかそういったものから検出されないかどうかということを調査しているところです。

○**又吉清義委員** この調査というのは、平成28年で行った、そして何回か行ってこれで終わりなのか、例えば長いスパンでそうした調査をしているところを同じようにやる中で、基準値がどのように変化してきたとか、そういった具体的に、そしてこれどうしたいとか、それをじゃあ国にどのように解決を求めていきたいとか、そこまで企画書はあるのかなのか。調査をして、PFOS・PFOAが出たねとそれで終わっているのか。どの辺で終わっていますか。

○**横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** 平成28年からPFOS・PFOAを先ほど調査していると申し上げました。その結果を受けて、環境省や国に対して水及び土壌の基準を設定するようというところでお願いしたところです。その要請を受けまして、国においては水と水道水について、暫定ですけれども50ナノグラムという値を定めたというところになっております。

また、PFOS等につきましては、普天間基地、嘉手納飛行場につきましては、これまでの調査結果から基地が汚染源である蓋然性が高いと考えております。そのため、企業局において嘉手納飛行場への立入調査の申請を行っており

ます。また、環境部において普天間飛行場について基地内への立入調査を求めているところですよ。

○又吉清義委員　ですからこの調査をする中で、それはよく分かりますよ。例えば平成28年度に嘉手納であり、宜野湾であり、3000近くもあった地域、2000も超していた地域、現在がこれ1000以下になったり小さくなっているところも多々あります。ですから私は、さっき言ったようにこういった地域をしっかりと同一場所をやる中で、今後どうなるのか。そしてあまり数字が変わらないところもあります。そういう、今後これから基地が返還される場合に、どのように我々はこれを解決していくかというそこまで持っていかないと、今そちらの意見は調査をしていますのでこれが終わっている。調査を今後どう解決するために、どのように変化しているか、これを生かしていかないと私はいけないものだと思いますよ。今皆さんが平成28年度から今までやっている中で、数値は高くなっているんですか、全体的に。低くなっているんですか。変わらないんですか。どうなっていますか、じゃあ。ほら見てごらん、数字を意識していないでしょう。今日は資料を持っていないけど私。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監　検出されている地点につきましてはほぼ横ばいの状況が続いているというのが現状でございます。

○又吉清義委員　とにかく数値に変化のあるところもあると。しかし全体的に増えていないのが事実だと。だからそれで何も私はよしとしなさいとは言いませんよ。しかし、大事なのはこれから我々は1000ヘクタール返されるものを、しっかりとした環境でさせないといけない。そのためにどうあるべきかという指針をつくらないといけないのに、そういうものもまだ見たことがないものですから、それであえてここで聞いているわけでございます。そしてもう一つ、今私も調査しているんですけども、例えば今普天間第二小学校の問題が出ておりますけれども、当時この普天間第二小学校というのは安次富政権の保守系のおときにはここに造るんじゃなくて移そうと頑張っていた地域なんです。そこに、絶対ここじゃないと駄目と言ったのは革新勢なんです。これは。革新側があそこに普天間第二小学校を、またそこにじゃないと駄目というのが現状なんです。本音を私から言わせてもらおうとですね。だから、それはそれでもよしとしていいですから、大事なのは我々は今後返還される地域をどのように開発するかという中で、またもう一つ、我々はもっとしっかりとした情報を使わないといけないだろうというのが、PFOS・PFOA、確かに自然界でな

かなか自然分解もしないと。人体にも悪いだろうと、これまだ、どのようにどくなるかというのがまだ私も具体的につかめないのですが、皆さんが知っている範囲内でPFOS・PFOAの影響でどのような害が出たのか、これを私たちはしっかり把握をしないといけないと思うんですよ。今県が把握している範囲内で、この戦後70年間で、こういう具体的な被害というのはどのようなものが出て、今後どのようなものが予測されますか。

○多良間一弘環境企画統括監 PFOSとかPFOAの有機フッ素化合物というものは、非常に科学的に安定性が高く難分解性だと。分解しにくいということです。そういったものですので、撥水性と撥油性、油をはじく、水をはじくという性質がありますので、そういったことでさまざまな物質にいろいろ使われているというのが現状でございます。それがいろいろ健康被害とか毒性とかそういったもののいろんな調査が進むにつれて規制されるようになってきております。

具体的にPFOS・PFOAについて事故といいますか、今おっしゃるような事故みたいなものが生じているかということ、そういったものはちょっと承知はしておりませんが、毒性としまして、これまでは生物への蓄積性でありますとか、急性毒性あるいは慢性毒性、発がん性といったものについての様々な指摘がなされてきておまして、法的にも国内における化学審査法でありますとかそういったもの、それから国際的にはPOPs条約という化学物質の取決め、そういったものにおいて製造禁止、使用禁止といったような措置が取られてきているというような状況でございます。

○又吉清義委員 ですから、我々はとにかくPFOS・PFOAよくないだろうというのは、これは私も同感です。ただ、よくないのをただ誤解していただきたくないのは、これをあえて意図的に使ったんじゃないですよ。当時はだから皆様方に言いましたけど、ジェット燃料というのは水で消えないと。ですね。ですから飛行場なり、那覇空港であり、このPFOS・PFOAが生まれたことによってジェット燃料が泡消火剤として消すことができるということで、非常に画期的でしたよと。しかし、これを進める中で長い年月の中で、これもしかしたら体によくはないんじゃないのというのが出てきて今日に至っているわけですよ。そして米軍もそれは今は使わないようにしようと、替えようとしております。でも那覇空港はまだ替えようとはしておりません。まだあります。正直言って。ですから我々はこのように、いかに今解決しようかとしているのも事実なんですよ。そして長い年月の中で、今PFOS・PFOAが健康

被害も出るだろうというのも事実です。しかし、具体的にはどういうものが出たのかなど。これも大事だろうと。これはなぜかという、こういう被害が出ているのであれば、医療関係でしっかりこれもまた解決に向けていかなければならないと。この宜野湾からP F O Sの数値が非常に、28年からの統計から見たら、比謝川辺り、2000、3000出てきました。そうすると、皆さん全員がんになっていますよ。しかしどうですかと。ただしかし、よくないのは事実でしょうと。そういうのをやはりもっと実態を把握をする中で取り組んでいただきたいなと私は言いたいんですよ。今あまりにも、大変だ大変だというのが走り過ぎて、確かに大変なこともあるでしょうけれども、やはり問題がどこにあるか、解決する方向で進めていただきたいということで、私はあえてこれを言ったわけですよ。このように民間の方々も自ら取り組む姿勢でやっているのに、県としてもやはりそういった前向きにそういうのをもう少し具体的に取り組む大きな指針も持って、国や米軍と取り組むと、私はこれ必ず解決すると見ていますよ。ただ、なんとなく今あまりにも、反対だ反対だという声しか聞こえないもんですから、やはり最終的には解決するのが目的じゃないですかと。やはりそういうのを持って取り組んでもらいたいなということで聞いています。その辺、もう少し皆さん落ち着いて具体的に、ただ大変だ大変だじゃなくて、何が大変なのか、何がどうなっているか、これをしっかりと検証してもらいたいということをお話を私は述べたいし、今日本の技術と沖縄の技術って、P F O S・P F O Aですね、素晴らしい方いますよ。これをなくすために、そういった研究開発している方もいるということをお聞きですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 県外の企業ですとかそういったところがP F O Sの除去のためにということで、いろいろ調査させてくれということで来てはいるんですが、県内でということとはちょっとまだ把握しておりません。

○又吉清義委員 ぜひそういうのもやはりどのようにして解決できるか、我々沖縄県民はやはり基地をここにいつまでもあってもらいたいという県民は誰もいません。やはり基地はないほうがいいです。そしてその中でこの跡地利用しっかりやらないといけません。だから避けて通れる問題ではないです。そういった立場からすると、やはり県内にそういう業者もいます、やはりその辺ももっと皆さんウイングを広げて解決に向けてぜひ頑張ってもらいたいということをお話を私はぜひ要望したい。それだけお願いして終わります。

以上です。

○照屋大河委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 何点か伺います。

実は今回で29件の陳情が出ている中で、嘉手納町議会から14件、もう半数は嘉手納町議会からですということの実態、まず一つ伺いたいのは、外来機、オスプレイ、落下物、様々な問題がありますけれども、爆音騒音被害が去年あたりからとにかく増えていますと。何とかしてくれというのが陳情で、現状この爆音騒音被害、離着陸の回数、あるいは深夜早朝、時間外と言われている時間帯と。実態、傾向としてどうなっているんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 沖縄防衛局が実施をしている離着陸等状況調査、嘉手納飛行場の離着陸等状況調査によりますと、同飛行場の外来機の離着陸回数は令和元年度が1万1155回、令和2年度が1万1061回、令和3年度が1万1974回となっています。

現状は以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 認識としては、この間減らしてほしいという訴え、現地から。実際的には今の報告で言うと横ばいないし増えていると。ですから認識として減っていないと。増えているのではないかと。どんな認識ですか。

○渡口輝環境保全課長 騒音の実態についてお答えします。平成8年3月に日米合同委員会で嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意されました。それ以降の結果について集計したところ、集計可能な4局全てで、平成7年の値を下回っていますが、いずれも毎年旧環境基準を超過するレベルで推移しております。平成22年度頃から若干改善傾向は見られますが、全体的にはおおむね横ばい傾向であり、明確な軽減というのは見られておりません。

○瀬長美佐雄委員 陳情第1号、31ページにありますけれども、ヘリ用の施設計画に町議会は反対だと。なるべく住宅地から離れてほしいという、これに対する対処方針でどうなっているのか伺います。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今瀬長委員が御指摘の点については、県とし

ては嘉手納飛行場におけるこれ以上の負担増は決してあってはならないと考えておりました、今後とも詳細な事実関係の把握に努めるとともに、三連協とも連携をして、両政府に対し地元が負担軽減を実感できるような取組を求めてまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 要するに、沖縄防衛局はその実態をきちっとまだ掌握もできずに県に報告もないという実態なのかの確認です。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 先ほど知事公室長のほうからも答弁がありましたとおり、本件について知事公室長が各関係機関に要請をした際、沖縄防衛局のほうからは、外務省沖縄事務所も一緒ですけれども、町の懸念は十分受け止めている、引き続きアメリカ側としっかり協議をするというような回答があったところでございます。

○瀬長美佐雄委員 日米地位協定の抜本改定を求め続けてきたと。処理概要で、ページで言うと14ページに改めて地位協定の改定について申し入れたと。昨今ですよね。これについて、一つはどういう回答なのか、地位協定の改定—いろんな項目がありますけれども、基本的に政府はどんな回答をされているんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 先日、浜田防衛大臣が沖縄に見えて知事と面談をした際に、浜田大臣のほうからは日米地位協定について様々な御意見があることは承知をしている、日米地位協定はその同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであるということ、それから政府としては事案に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を、随時一つ一つの具体的な問題に対応してまいる。今後ともそのような取組を積み上げることにより、地位協定のあるべき姿を不断に追求していく考えというようなことをお話しされておりました。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 率直に言いますが、米軍基地内でこういう施設を造ると。県民的には住宅地に近づくという施設等々についてノーだと。地位協定上、こういう米軍が何かを起こすということに日本政府は駄目だという、禁止、阻止できるという条項なり権限なり、あるのかないのか端的に言えばどうなんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 今委員御指摘の点については、基本的にはないと考えております。

○瀬長美佐雄委員 先ほど嘉手納町長と面会する機会があったと。もう怒り心頭だと。今言うのは、そもそもパループは開放して、あるいはこの悪臭も除去して、平穏な暮らしを求め続けてきて、その場所に物を造ると。永久的な施設として。これはもう許せないと、怒り心頭だというその思いに応える、解決すべきは米軍基地をなくすことですよ。嘉手納基地そのもの。なくなれば、こういう被害等々は起こりません。騒音爆音も。ただ、それぐらいの思いをもう町民は持っているんじゃないかと察します。ですからここまで、町議会も県議会に決議も求めるというふうに来たのであろうと思われませんが、そこら辺の住民感情、あるいは町長の思いという点では、絶対阻止しないといかんと思うんですね。アクションとして。その点でどういう思い、どう取り組むのかと。改めて最後の確認です。

○嘉数登知事公室長 先ほども答弁させていただきましたけれども、私も実際嘉手納町長とお会いして、町民が被っている被害の状況、それから町民大会まで検討しているというような状況、そういったお話を伺いました。町長に申し上げたのは、県としても一緒に連携して取り組んでいきたいと思いますという話をしまして、その後各関係団体に対して県としても要請に参った次第です。もちろん計画の撤回というところもそうですけれども、私が強調したのは、町民の怒りというのはかなりのレベルに達してきているということと、米軍関係者に対しては、せっかくその空軍と嘉手納町というのは信頼関係というんですか、そういったところが一定程度できているところに、こういった頭ごなしの計画というんですか、そういったものがくると、その信頼関係にもひびが入ってしまうんじゃないかというようなことも申し上げまして、そこは嘉手納町とちゃんと向き合って話し合いをすべきだということも申し上げてきました。県としても、嘉手納町それから嘉手納町議会が繰り返し関係機関に対して要請をしていることは非常に重く受け止めておりまして、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○照屋大河委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○照屋大河委員長 再開いたします。

陳情等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議願います。
休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取扱いについて議案等採決区分表により協議)
午前11時43分 休憩
午後2時14分 再開

○照屋大河委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情第119号及び第136号については採択とし、その他については継続審査等とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
休憩いたします。

(休憩中に、陳情第119号パパーループ地区内への防錆整備格納庫移設計画の即時撤回を求める陳情及び陳情第136号パパーループ地区への防錆整備格納庫移設を前提とした文化財調査の即時中止及び移設計画の撤回を求める陳情に係る意見書及び決議を議題に追加することについて協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○照屋大河委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第119号パパーループ地区内への防錆整備格納庫移設計画の即時撤回を求める陳情及び陳情第136号パパーループ地区への防錆整備格納庫移設を前提とした文化財調査の即時中止及び移設計画の撤回を求める陳情に係る意見書及び決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情第119号パパーループ地区内への防錆整備格納庫移設計画の即時撤回を求める陳情及び陳情第136号パパーループ地区への防錆整備格納庫移設を前提とした文化財調査の即時中止及び移設計画の撤回を求める陳情に係る意見書及び決議の提出についてを議題といたします。

陳情第119号及び陳情第136号に係る意見書及び決議を本委員会全員を提出者とする議員提出議案として、意見書等を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議の提出の可否、文案及び提案方法等について協議した結果、意見書及び決議を提出すること、提出者は本委員会の全委員とし、本委員会に所属しない無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とし、要請方法は、県外は文書送付、県内は直接要請とし、本委員会の委員を派遣するよう議長に申し入れることで意見の一致を見た。)

○照屋大河委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案として、嘉手納飛行場パパーループ地区への防錆整備格納庫移設に関する意見書及び同決議の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情27件と本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほど採択しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋大河委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 照 屋 大 河